

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 和事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	福生市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 独自利用事務の対象者	高校生等を養育している者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月27日
8. 保護評価の実施の有無	有
9. 評価書番号	42
10. 保護評価書の名称	高校生等の医療費の助成に関する事務 基礎評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search
12. 委任関係	

執行機関名 福生市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福生市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年9月27日条例第16号)による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項 福生市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年9月27日条例第16号)による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	福生市高校生等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う(児童)の(健やかな成長)に資することを目的とする。	第1条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、(高校生等)に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の(保健の向上)と(健全な育成)を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福生市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年9月27日条例第16号)福生市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則